(七)　施業の集約化等の事業の推進
国及び地方公共団体は、森林の施業の集約化等の事業を担うことができる主体の育成その他の必要な措置等を講ずるよう努めるものとした。（第一九一条の五関係）
(八)　地方公共団体が行う保安林等の買入れに係る財政上の措置
国は、地方公共団体が森林の有する公益的機能を維持することが特に必要であると認められる森林の買入れを行うことができるよう、必要な財政上の措置を講ずるものとした。（第一九一条の六関係）
(九)　罰則の引上げ等
(1)　届出書の提出をしないで立木を伐採した者等に対する罰金刑の上限を引き上げるとともに、3の命令に違反した者に対し、罰金刑に処するものとした。（第二〇六条～第二〇九条関係）
(2)　2に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、過料に処するものとした。（第二一四条関係）
8　施行期日
この法律は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇お茶の振興に関する法律（法律第二一号）（農林水産省）

1　目的
この法律は、お茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担うとともに、茶業が地域の産業として重要な地位を占めている中で、近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに鑑み、茶業及びお茶の文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びにお茶の輸出の促進に関する措置、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じ、もって茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）
2　基本方針
農林水産大臣は、お茶の生産、加工又は販売の事業及びお茶の文化の振興に関する基本方針を定めることとした。（第二条関係）
3　振興計画
都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における茶業及びお茶の文化の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないこととした。（第三条関係）
4　生産者の経営の安定
国及び地方公共団体は、お茶の生産者の経営の安定を図るため、茶園に係る農業生産の基盤の整備、茶樹の改植の支援、災害の予防の推進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第四条関係）
5　加工及び流通の高度化
国及び地方公共団体は、お茶の加工及び流通の高度化を図るため、お茶の生産者による農業と製造業、小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に係る取組及びお茶の加工の事業を行う者による加工施設の整備に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第五条関係）
6　品質の向上の促進
国及び地方公共団体は、お茶の品質の向上を促進するため、お茶の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、お茶の生産者及び加工事業者による品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第六条関係）
7　消費の拡大
(一)　国及び地方公共団体は、お茶の消費の拡大を図るため、お茶の新用途への利用に関する情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第七条第一項関係）
(二)　国及び地方公共団体は、お茶を活用した食育の推進がお茶の消費の拡大に資することに鑑み、児童に対するお茶の普及活動への支援その他お茶を活用した食育の推進に必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第七条第二項関係）
8　輸出の促進
国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等がお茶の需要の増進に資することに鑑み、お茶の輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第八条関係）
9　お茶の文化の振興
国及び地方公共団体は、お茶の文化の振興を図るため、お茶の伝統に関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第九条関係）
10　顕彰
国及び地方公共団体は、茶業及びお茶の文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとした。（第一〇条関係）
11　国の援助
国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとした。（第一一条関係）
12　施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇五号）（文部科学省）

1　小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関する専門的な指導が行われる場合における教頭及び教諭等の数の算定方法を定めることとした。（第二条関係）
2　障害のある児童又は生徒に対する特別の指導が行われていることその他障害のある児童又は生徒に対する指導体制の整備を行う場合における教職員の数の加算に係る算定方法を定めることとした。（第五条第三項関係）
3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇薬事法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇六号）（厚生労働省）

1　医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する必要がある医薬品として、エリブリン、その塩類及びそれらの製剤を指定することとした。（別表第二関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。